

地方卸売市場塩竈市魚市場の改善に向けた措置命令について

この度、地方卸売市場塩竈市魚市場における不適切な取引が明らかになったことから、県では、卸売業務の改善に向け、令和7年1月10日付けで、同魚市場の開設者である塩竈市に対し、卸売市場法第10条に基づく措置命令を行いました。

記

1 措置命令に至った経緯

令和5年10月、県に対する匿名の公益通報により、地方卸売市場塩竈市魚市場において、水揚げされた水産物の不適切な取引が行われているとの情報提供があった。

県は、卸売市場法により、地方卸売市場開設者（塩竈市）を指導・監督する立場にあることから、同法第12条第2項の規定に基づき、開設者である塩竈市に対して、不適切取引の有無等に関する報告書の提出を求めてきた。

塩竈市からの報告書により、不適切取引等の内容が判明したことから、今後、不適切処理の再発防止を図るため、令和7年1月10日付けで塩竈市に対し、魚市場における卸売業務の改善に関する措置命令を発出した。

2 不適切な取引等の確認経過

○ 報告書の提出通知（県→塩竈市）	令和6年 2月 7日
● 報告書の提出（塩竈市→県）	同年 3月 1日
○ 報告書の再提出通知（県→塩竈市）	同年 3月22日
● 報告書の再提出（塩竈市→県）	同年 5月24日
○ 取り纏め報告書提出通知（県→塩竈市）	同年 8月30日
● 取り纏め報告書提出（塩竈市→県）	同年10月25日

3 不適切な取引等の概要

別添「地方卸売市場塩竈市魚市場における不適切取引の概要」のとおり

4 措置命令の内容等

- (1) 命 令 日 令和7年1月10日（金） ※文書による通知
- (2) 対 象 塩竈市長（地方卸売市場塩竈市魚市場開設者）
- (3) 事 由 塩竈市は、地方卸売市場開設者として、卸売業者、買受人及び問屋等に対して指導・助言等を行い、卸売市場の適正かつ健全な運営を担う立場にある。
しかし、今回、卸売業者による架空会社名義を使用した仕切書の書き換えや、県への水揚げ数量等の未報告など、塩竈市地方卸売市場条例等の関係法令に抵触する不適切な行為が行われていたことが明らかになったことから、開設者としての責任を改めて十分に認識し、再発防止策を講じる必要があるため。
- (4) 措置命令の内容
 - ① 不適切な取引の再発防止を講じること。
 - ② 卸売市場業務の適正かつ健全な運営及び水産物売買取引の透明性を確保すること。
- (5) 根拠法令
卸売市場法（昭和46年法律第35号）第10条（措置命令）

地方卸売市場塩竈市魚市場における不適切取引等の概要

1 不適切取引等の概要等

(1) 不適切取引等が行われた期間 平成24年9月27日から令和5年3月31日まで

(2) 不適切取引等が行われた地方卸売市場

- 市場名 地方卸売市場塩竈市魚市場
- 開設者 塩竈市

(3) 不適切取引等に関わった事業者等

- 卸売業者 旧(株)塩釜魚市場(令和2年3月まで(卸売業者統合により業務廃止))
現 みなと塩釜魚市場(株)(令和2年4月以降(卸売業者統合により業務開始))
- 問 屋 不開示情報

(4) 不適切取引等の内容

① 架空会社名義を使用した仕切書の書き換え

みなと塩釜魚市場(株)が、架空会社名義を使用して仕切書を書き換え、水揚げ代金の一部を現金手渡しするという不適切な事務処理を行った。

② 塩竈市、県への水揚げ数量及び金額の一部未報告 ※未報告の数量・金額は2のとおり

現金手渡し分の水揚げ数量・金額の一部が、塩竈市・県等に対して未報告となっている。これに伴い、宮城県漁港管理条例に基づく岸壁使用料の一部未納が発覚した。

(5) 不適切取引等の流れ

- ①-1 水揚げ漁船が、問屋を通じて、水揚げ代金の一部現金化をみなと塩釜魚市場(株)へ要請
- ①-2 みなと塩釜魚市場(株)が、セリ終了後に水揚げ数量・金額の一部を、架空会社名義の仕切書に書き換え
- ①-3 架空会社名義分は現金化され、問屋を通じて、水揚げ漁船が受領
- ②-1 みなと塩釜魚市場(株)は、架空会社名義分の一部の数量・金額を除外して塩竈市に報告
- ②-2 塩竈市は、②-1で報告された数量・金額を県に報告

2 不適切取引の数量・金額

(金額：税抜)

名称	不適切取引が行われた期間	不適切取引		うち市・県への報告分		うち市・県への未報告分	
		数量(kg)	金額(円)	数量(kg)	金額(円)	数量(kg)	金額(円)
旧(株)塩釜魚市場	H24.9~R2.3	126,298.5	55,049,687	125,265.5	54,166,625	1,033.0	883,062
現 みなと塩釜魚市場(株)	R2.4~R5.3	127,251.5	158,133,070	17,301.4	12,822,470	109,950.1	145,310,600
合計		253,550.0	213,182,757	142,566.9	66,989,095	110,983.1	146,193,662